

船橋市小児慢性特定疾病審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市小児慢性特定疾病審査会設置要綱第1条に規定する船橋市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が原則として毎月1回招集し、その議長となる。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議における審査の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第3条 審査会の庶務は、保健所保健総務課において処理する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。